

## みんなで創ろう、みまたん地域づくり推進事業募集要項

### 1 事業の目的

住民と行政が協働で町を支えていくための施策として、特色ある地域づくりを行おうとする団体に補助金を交付することにより、その活動を支援します。

### 2 補助団体

町内の地域や集落単位で活動を行い、主に町内で居住するもので構成される団体であり、かつ、町が支出する補助金、助成金、交付金その他の給付金を受給していない団体。

### 3 補助対象事業

#### (1) 駅周辺賑わい再生支援事業

##### ① みまたんえき多目的ホールを活用した以下の事業

展覧会、文化・芸術の発表会、講演会・シンポジウム、コンサートほか

##### ② みまたんえき周辺区域で実施する以下の事業

地域振興、環境、防犯、町民の健康増進、地域コミュニティの活性化など

※従前から行われている祭り、運動会などは除きます。

#### (2) みんなで創る地域づくり支援事業（駅周辺賑わい再生支援事業以外の区域）

地域振興、環境、防犯、町民の健康増進、地域コミュニティの活性化など

※従前から行われている祭り、運動会などは除きます。

### 4 補助対象経費

次の経費のうち、交付決定の日から令和7年3月31日までに支出した経費。

賃金（団体構成員だけでは人員不足である場合に限る。）、報償費（参加者への賞品、記念品又は賞金については含まれない。）、旅費（町外旅費に限る。）、消耗品費、印刷製本費、医薬材料費、賄材料費、燃料費（借り上げた車両及び機械器具に限る。）、保険料、通信運搬費、手数料、広告費、使用料及び手数料（公の施設に係る使用料を除く。）、原材料費、備品購入費（リース業者等からの借り上げが不可能であり、かつ、補助事業後にも団体の活動に必要と認められるものに限る。）

### 5 事業期間

活動のきっかけづくりの支援であるため、助成期間は原則1年間（事業年度の3月31日まで）とします。ただし、審査会で必要と認められた場合は最長3年まで延長できます。

### 6 補助額

補助額は定額（補助対象事業の（1）の①に掲げる事業は2万円で、その他の事業は20万円を限度額とします。）

継続が認められた事業であっても、次年度以降の補助額は減額されます。

## 7 応募期間・応募方法

### (1) 提出書類

- ① 申請書等（事業計画書、収支予算書、団体の活動及び構成員がわかる書類）
- ② 誓約書

### (2) 応募先

三股町役場 企画商工課 企画政策係  
〒889-1995 三股町五本松1番地1

### (3) 募集期間

令和6年4月8日（月）から令和6年5月7日（火）

※申請受付は土日祝日除く、平日の午前8時30分～午後5時の間

### (4) その他

提出された申請書は、事業の採択に関する審査以外には使用しません。  
なお、提出された申請書は返却しません。

## 8 事業の採択

町内で活動する各種団体の代表者などで構成される審査会を実施します。  
補助金交付には、代表者が審査会で事業内容を説明して、認定を受けることが必要です。

## 9 事業実施に係る注意事項等

### (1) 実績報告書の提出

事業終了後、直ちに経費を支出したことを証する書類（領収書等）及び事業の実施状況の写真などを添付した実績報告書を提出してください。

### (2) 補助金の確定

補助金の確定は、提出していただいた実績報告書に基づき審査を行い、補助金額を確定します。

### (3) 補助金の返還

次の場合は、補助金の全額又は一部を返還していただくことがあります。

- ① 偽り又は不正の手段により、補助金の給付を受けたことが判明したとき。
- ② 補助金を対象事業以外又は対象経費以外に使用したとき。

### (4) 他の補助金との併用の禁止

直接又は間接を問わず、町の他の補助金を受けている団体は申請できません。

### (5) 他の補助金などの制度がある事業の申請の禁止

直接又は間接を問わず、他に補助金の制度がある事業は申請できません。

## 10 問い合わせ先

三股町役場 企画商工課 企画政策係

〒889-1995 三股町五本松1番地1 TEL 0986-52-1114 FAX 0986-52-9762